○中部地方整備局告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十七日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道一号　三重県亀山市太岡寺町地先から三重県伊賀市治田地先

(二) 他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　アルテリア・ネットワークス株式会社　代表取締役社長ＣＥＯ　安斎富太郎

住所　東京都港区芝浦四丁目二番八号

(三) 他の管理者が行う道路の管理の内容

一般国道一号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道一号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

(四) 管理の期間　平成二十七年四月二十七日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十七日

九州地方整備局長　金尾　健司

第１　起業者の名称　熊本県

第２　事業の種類　一般国道266号改築工事（大矢野バイパス・熊本県宇城市三角町三角浦字山川地内から同市三角町三角浦字志水地内まで）並びにこれに伴う一般国道改築工事及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　熊本県宇城市三角町三角浦字山川、字村ノ上及び字志水地内

２　使用の部分　熊本県宇城市三角町三角浦字村ノ上及び字志水地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県上天草市大矢野町登立字筒之浦地内から宇城市三角町三角浦字志水地内までの延長3,602ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道266号改築工事（大矢野バイパス）並びにこれに伴う一般国道改築工事及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道266号改築工事（大矢野バイパス）」（以下「本体事業」という。）と、本体事業の施行により阻害される一般国道の従来の機能を維持するための改築工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である熊本県は、既に本件事業を開始している。また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間（以下「指定区間外」という。）であり、指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、熊本県は本件区間について認可を受けている。

さらに、本件区間は、指定区間外であること及び熊本県内に存することから道路法第13条第１項の規定により熊本県が道路管理者となるなどの理由から、起業者である熊本県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道266号（以下「本路線」という。）は、熊本県天草市を起点とし、上天草市、宇城市等を経由して同県熊本市に至る延長約157.2㎞の主要な幹線道路である。

本路線が通過する熊本県上天草市及び天草市（以下「天草地域」という。）は、漁業が盛んな地域であり、水産品の輸送道路としての役割を果たしている。また、本路線沿線地域住民の通勤、通学等にも利用されている。さらに、「熊本県地域防災計画（平成26年度）」に基づく緊急輸送道路ネットワークの一部として位置づけられている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径、最急縦断勾配を満たさない区間が存在するほか、現道は、天草地域と熊本県内の他の市町村を結ぶ唯一の陸路であるにも関わらず、災害危険箇所や線形不良箇所等が存在し、自然災害等による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、現道における災害危険箇所、線形不良箇所等を解消する新たな道路が整備され、現道の機能を代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年３月及び平成18年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施している。また、計画交通量の見直し及び上記の調査以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年２月に、任意で環境への影響の照査等を実施している。その調査等の結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているマルテンスマツムシ、シイノミミミガイ、絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているアオヘリアオゴミムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、コガタガムシ、ウラナミジャノメ本土亜種、マサゴハゼ、イボウミニナ、ハクセンシオマネキ等が、植物については、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオナモミ、カノコユリ等が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が残されることなどから影響が小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されると予測されている。

主な保全措置としては、マルテンスマツムシ、シイノミミミガイ、マサゴハゼ、イボウミニナ、ハクセンシオマネキについては、工事に伴い発生する濁水の直接流出の防止措置を講じ、生息環境の維持・保全に配慮しながら工事を実施することとしている。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、現道の機能を代替することで、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき、２車線の自動車専用道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。